

住み慣れた地域で暮らすために

介護保険制度

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための制度です。

一定の介護が必要になったとき、市町村の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスを受けることができます。

◆保険料の納め方

65歳以上の人の介護保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）です。

特別徴収ができない場合に限り、納付書または口座振替で納付（普通徴収）できます。

なお、40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料との一括納付です。

【特別徴収の対象にならない人】

- 高齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初（4月1日現在）に年金を受給していなかった人
- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった人
- 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など

よくある質問

Q. サービスを利用しなくても、保険料を納めるのですか？

A. 介護保険は支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかにかかわらず、原則40歳以上の人は保険料を納めなければなりません。現在、サービスを利用していなくても、必要になった時に安心して利用できるよう、保険料を納めましょう。

Q. 保険料を納めないとうつなりませんか？

A. 特別な事情がない人が保険料を納めないでいると、督促手数料や延滞金がかかります。また、滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

◆介護保険負担割合証を 発送します

8月1日(月)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月27日(水)以降順次発送します。なお、8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新（変更）認定申請中の人は、認定結果に同封します。

◆介護保険負担限度額認定証 更新受付中

現在の認定証の有効期限は7月31日(日)です。8月以降分の更新申請のお知らせを6月下旬に発送しましたので、引き続き認定が必要な人は申請してください。

※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までに抑え、負担を軽減するものです。※負担段階を判定する対象所得には、障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

◆介護保険料納入通知書を 発送します

65歳以上の人へ7月13日(水)に令和4年度介護保険料納入通知書を発送します。



10月1日から窓口負担割合が見直されます

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての人（生活保護受給の人を除く）が被保険者です。被保険者になると、それまで加入していた公的医療保険（国民健康保険・会社の健康保険など）から脱退することになります。

65歳以上で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた場合も加入できます。

◆被保険者証が変わります

10月1日(出)に窓口負担割合が見直されることから、被保険者証は2回交付されます。

- 1回目の交付は7月中で、有効期限が9月30日(金)までのもの(紫色)
- 2回目の交付は9月中で、有効期限が令和5年7月31日(月)までのもの(若草色)

現在の被保険者証(ピンク色)は8月1日(月)以降使用できませんので、保険年金課または各支所に返却するか、自身で責任を持って破棄してください。

◆窓口負担割合が変わります

9月30日(金)までは、医療機関などを受診し保険証を提示した場合、かった医療費の1割または3割を自身で負担します。

10月1日(出)からは、従来の1割負担のうち、一定以上所得のある人は2割負担となります。

◆限度額適用認定証などの交付

入院する時や高額な外来診療を受ける時は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事代も減額されます。

※認定証の交付には申請が必要です。※現在交付を受けている人で所得区分に変更がない場合は、自動更新により7月下旬に認定証を郵送します。

◆保険料をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法の

【問い合わせ】

介護高齢福祉課
TEL 26・36369 FAX 26・36360
kaigo@city.iga.lg.jp



【申込先・問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課
TEL 059・221・68833/68884
保険年金課 TEL 96660 FAX 26・0151
hoken@city.iga.lg.jp



通知を送付します。令和4年度の保険料の賦課限度額は64万円から66万円に変更となりました。

◆保険料の納め方

保険料の納付は、原則、年金からの天引き（特別徴収）です。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。

年度途中で75歳になる人は、資格取得後、半年から1年間は納付書払いで、その後年金天引きに自動的に切り替わります。

昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

【特別徴収】

年間保険料額の決定通知書を送りますので、10月・12月・2月の天引き予定額を確認してください。納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は保険年金

課にお問い合わせください。

【普通徴収】

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

○ 保険料は納期限内に納めましょう。納期限を過ぎても納付がない場合は督促状を送付します。

○ 納付書払いから口座振替に変更できます。

○ 口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。75歳になる前まで国民健康保険税が口座振替でも、後期高齢者医療保険料へは口座情報を引き継ぎませんので、改めて口座振替の手続きが必要です。

◆保険料の減免・徴収猶予

災害にあったときや、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人は、申請することにより保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の人は保険料の減免の対象となる場合があります。